

7/15 五 海

衆院安保特公聴会 3氏の公述(要旨)

13日の衆院安保特公聴会に公述した東京慈恵会医科大学の小沢隆一教授、首都大学東京の木村草太准教授、法政大学の山口二郎教授の要旨を紹介します。

歯止めなき武力行使

東京慈恵会医科大学教授

小沢隆一さん

私も呼びかけ人の一人である憲法研究者の声明(6月3日)が述べているように、今回の法案にはいくつもの看過しがたい違憲性が含まれています。

第一に、「存立危機事態対処」は、歯止めのない集団的自衛権行使につながりかねません。何を基準として「他に適当な手段がなく」事態に対処するため自衛隊の武力行使を認めるのか曖昧です。国は、指定公共機関(民間企業)や地方自治体にも、集団的自衛権行使に伴う措置を行わせることを排除しておら

ず、重大な問題をほらんでい

重要影響事態法案における「後方支援活動」と国際平和支援法案における「協力支援活動」は、政府側は武力行使にあたりないとしますが、これは「後方支援」兵隊は武力行使の一環という国際法、国際社会の常識に反しま

す。活動地域に地理的限定がなく、現に戦闘地域・行為が行われている現場以外のどこでも行われ、従来の周辺事態法やテロ特措法、イラク特措法では禁止されていた強要の提供が可能になります。自衛隊が戦闘現場近くで外国の軍隊へ緊密に支援活動を行うことは、外国の武力行使とは一



の保護を受けない可能性があらります。私は自衛隊を憲法9条に反する存在として判断しますが、自衛隊員の生命や権利が軽んじられることはあってはなりません。

さらに自衛隊法改正法案9条の2の規定は、集団的自衛権の創設としての意味をもちます。これは「わが国の防衛に資する」とされる活動をしている米軍などの「武器等防護」をするため、自衛隊に武器の使用を認める規定です。自衛隊が米軍など、警戒監視活動や軍事演習など平時から事実上の同盟軍的な行動をとることを想定していると思われま

す。このような活動が周辺諸国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力紛争を誘発する可能性があります。憲法に基づく政治、立憲政治を担う国会機関としての最低限の責務として、議員にはこのような重大な問題をほらむ法案の拙速な審議と採決を断じて行わないよう求めます。

「違憲」の指摘 相次ぐ

法律家の大半の見解

首都大学東京准教授

木村草太さん

日本への武力攻撃の着手がない段階での武力行使は違憲です。「我が国の存立」という言葉を従来の政府見解から離れて解釈するのであれば、存立危機事態条項は、日本への武力攻撃の着手のない段階での武力行使を根拠づけるも



ので、明白に憲法違反です。法律家の大半が一致する見解であり、裁判所が同様の見

反知性の政府に疑問

法政大学教授

山口二郎さん

この法案は専守防衛を逸脱するものであり、憲法違反であると考えます。後方支援であれ、他国の武力行使に一体化することは、戦争への参加を意味します。このことは、自衛隊員の危険を高め、日本国内に生活する国民の危険を



も高めます。アメリカによるイラク戦争に参戦したイギリスとスペイン

解をとる可能性も高いといえます。存立危機事態条項の制定は、看過しがたい訴訟リスクを発生させます。

また、「我が国の存立」という言葉は曖昧模範(もく)としていいます。明確な解釈指針を伴わない法文は、いかなる場合に武力行使を行えるかの基準を曖昧にするもので、憲法9条違反以前に、そもそも違憲と評価すべきでしょう。これでは、武力行使の判断を白紙で一任するようになり、

ので、法の大規模なテロが発生し、多くの市民が犠牲になったことを忘れてはなりません。戦争に参加する以上、さまざまな攻撃を受ける危険がある現実を、包み隠さず自衛隊員と国民に告知することが指導者の責務だと言いたい。

安倍首相は野党の質問に対して、自分は総理大臣だから、自分は総理大臣だから、一方、政治的な判断能力が、国民の世間を、政治の世間を、まん延する日本の政府は、国民を守るために、すたろうか。

す。武力行使す。政治の世間を、まん延する日本の政府は、国民を守るために、すたろうか。